



法改正で、ラジコンヘリ、飛行機、マルチコプター などが「無人航空機」として、航空法の適用対象として定義され、その使用について、法的な制限がかけられました。

(平成27年12月10日施行)

この資料は、国土交通省が次のwebサイトで公表する情報を早わかりするための参考として整理したものです。
下記のweb情報を参照する際の、補助資料としてご利用ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html



なお、詳しい内容や相談は、次の窓口で相談できます。

国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口

電話 :03-5253-8111 (内線:48696、48693、50157、50158、48182、48303)

直通 :03-5253-8737, 03-5253-8696

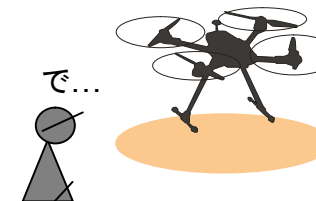
ファックス :03-5253-1661



無人航空機とは(定義)



1. 航空の用に供することができる、飛行機、**回転翼航空機**、滑空機、飛行船、その他政令で定める機器 で...
2. **人が乗れない構造** で...
3. **プロポ等の操縦装置や、プログラムされた自動操縦装置**により、離陸、着陸、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降ができるもの。



※「無人航空機」に該当しないもの (小型のトイラジなど)

・無人航空機本体+バッテリーの重量が**200g未満**のものは、この法令が適用されません。

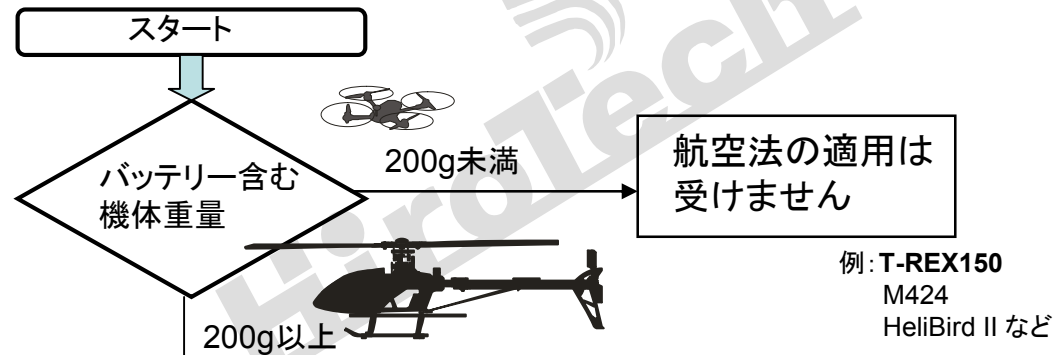


200g未満

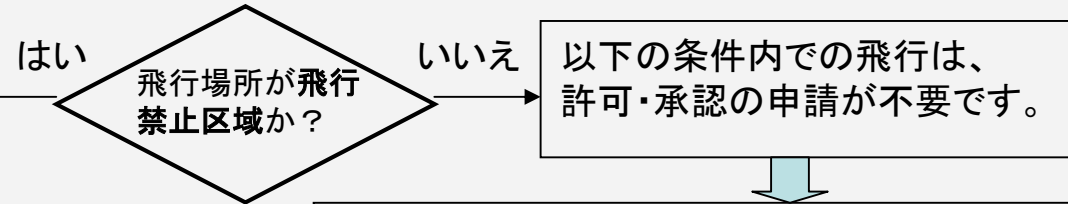
あなたが無人航空機を飛ばすために、必要な航空法上の手続き



※違反した場合の罰則
50万円以下の罰金
・(1)－①、(1)－② (2)－①～⑥の違反をして飛行させた者



以下航空法の適用を受ける



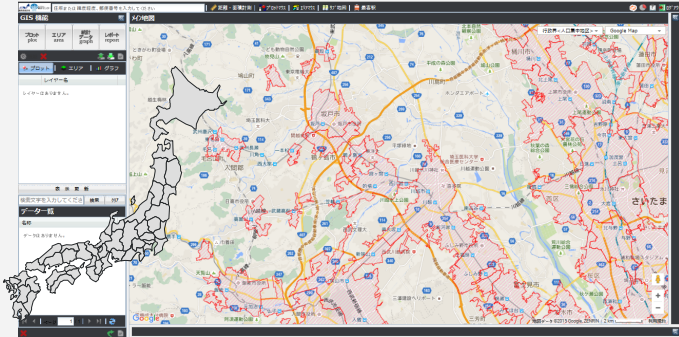
(1) 飛行禁止区域(132条)

① 空港の近く、重要施設など国が定める空域

② 人口密集地での飛行

jSTAT MAPで、飛行場所が人口密集地で、飛行禁止区域で無いか確認ください。
(webで無料閲覧ができます。ただしユーザー登録が必要です。)

<https://jstatmap.e-stat.go.jp/gis/nstac/>



③ 150m以上の高さの飛行

(2) 飛行できる条件(132条の2)

- ① 日の出から日没までの間で飛行させる。
- ② 無人航空機及び周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- ③ 無人航空機と地上または水上の人または物件との間に政令で定める距離(30m)を保って飛行する。
- ④ 祭礼、縁日、展示会、大勢が集合するイベントの催しが行われている場所の上空は飛行禁止
- ⑤ 爆発又は易燃性のある物や他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれのある国交省が 定めたものを輸送してはいけない。
- ⑥ 無人航空機から物件を投下しないこと。

132条の区域を飛行するには

(A) 無人航空機の飛行に関する許可申請書

申請先
・国土交通省
・地方航空局長
・空港事務所長

132条の2以外の方法の飛行をするには

(B) 無人航空機の飛行に関する承認申請書

※今後Webでの申請も可能とする予定